

ID: 409

担当部署: 上下水道局

処分の概要	工事検査		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置工事指定業者に関する規程 第13条第1項		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規程第16号		
【根拠条文】 (工事検査) 第13条 指定業者は、給水条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。 2 指定業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日